

リカードゥ租税論の研究

納富, 一郎

<https://doi.org/10.15017/2920597>

出版情報 : 経済論究. 47, pp. 33-74, 1979-11-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



リカドゥ租税論の研究

納 富 一 郎

I 問題の所在と視角

II リカドゥ租税論の検討

III ナポレオン戦後（1815—30）の財政政策とリカドゥの租税政策論

I 問題の所在と視角

イギリス古典派の経済学は、スミスによって資本主義社会の解剖に端緒が開かれ、リカドゥにおいて完成したと考えられている。スミスにとっては租税論あるいは財政論は『国富論』体系の一部として説かれた。それでは、リカドゥにおける財政論—殊に租税論—は、彼の経済学体系とどのような関連にあるのだろうか。そもそもリカドゥ租税論は体系上不可欠のものとして成立せねばならなかったのであろうか？ 何を問題として租税論は叙述されたのか等々、リカドゥ租税論を検討するばあいにはこのような漠然とした問題に突きあたらざるをえないであろう。

リカドゥ租税論に関する研究は従来いくつか現われているが⁽¹⁾、そのうちでもっとも示唆に富み、問題性に富んだ研究は佐藤進氏による研究であると思われる。氏の研究を参考として課題を設定したい。氏の研究の方向は2つある。一方ではリカドゥの租税政策論を歴史的に検討するという視角、他方では理論的に検討するという視角を提示される。リカドゥ評価の方法としてはリカドゥが何を問題とし、どう解決したかという基準に照らすべきであろうことはいうまでもない。このような基準に照らしてみるばあいに、氏はリカドゥの租税政策論においては、時論としてのリカドゥ租税論、つまりリカドゥにとっての現実的課題が何であったかということをそもそもの問題の出発点とされている。そして歴史的現実的課題から接近して—殊に財政論のばあいにはこのような方法が有効であるかもしれないが—リカドゥはこれに対してどのように考察していたかという問題を検討されるのであり、これは一定の成

果を納めていると考えられるのである。リカドゥの『原理』における叙述が
このように検討されることは、『原理』自体がそもそもその歴史的におかれた
時代の制約をうけるということからして、当然のことであるかもしれない。

しかし、リカドゥ自身はこのような税制問題に対する関心からばかりでな
く、理論的興味から、あるいは「リカドゥ個人の嗜好⁽²⁾」から租税論を叙
述していることは確かであるから、これに対して理論的検討を加えるべきであ
るという課題が他方で設定される。これが論文②における課題である。しか
し、そこでは大内兵衛氏、武田隆夫氏らの研究を⁽³⁾基本的に踏襲されてお
り、つまり、リカドゥ租税論はネガティブに評価され、あるいはマルクスに
ならって「リカドゥの租税論は、それによって経済学原理が確認され、確証
されるものとして、評価の対象」とされるのである。したがって、批判的検討
が、マルクス『剰余価値学説史』レベルでなされるのである。これはそれ自体
としては意味のあるものであろうと思われるが、このばあいにもまた、リカ
ドゥにとっての課題は何であり、それをどのように解決したかという基準に照
らして、リカドゥの論理をい追いながら、検討すべきだと筆者は考える。

このばあいには、しかし、次の点を考慮すべきであらう。リカドゥはすで
に『原理』執筆前にマルサスに対して有効需要の不足ということは価値の実現
レベルでは問題とならないとし、生産の視点から有効需要の不足なく資本蓄積
の進行することを、自らの体系の骨格としていた⁽⁴⁾。そのような体系のもと
では、その現実性はともかくも別として、租税なり、「不生産的労働」なりの
問題は体系上不可欠のものとして成立せねばならない積極的根拠は一応ないと
考えてよい⁽⁵⁾。にもかかわらず、リカドゥが租税論を執筆したのはなぜ
か、それは租税の国民所得の分配分や、資本の蓄積に対する効果を客観的に考
察するというリカドゥの問題意識に根ざしているというしかない。しかし、
このように課税のない状態での資本蓄積論と課税による効果分析が単にいわば
接木されることは、論理的には不可能である⁽⁶⁾。その意味では単なる経済学
の応用問題ではありえないはずである。

リカドゥの租税論を歴史的視角から検討するという歴史的興味からばかり
でなく、今日においてもなお検討する意義はどこにあるのであろうか？ 筆者

はリカードゥ租税論が有効需要の不足のない状態、資本蓄積論体系で課税あるいは財政をどのようにとりあげたか、という点に論点をみいだしたい。このことは、価値論レベルでの批判にとどまらず、財政と経済との相互作用あるいは財政を含んだ再生産の構造をどのように考察したのか、という点をリカードゥについて検討するという課題である。これが本稿の第1の課題であり、Ⅱにおいて考察する。こうして、マルサス体系に対して資本蓄積論体系として優れているリカードゥ体系における租税論の意義と限界を明らかにしたい。このようにして、前掲書①において佐藤氏の指摘されたリカードゥの「産業資本家」的見解を、より理論的に検討することができるのではないだろうか。

ところで、佐藤氏の前掲書①にみられる視角は、『原理』においても政策的関心が示されており、政策論として検討すべき問題が内包されていることは確かであるから、政策論を検討するばあいには妥当であると思われる。リカードゥの資本蓄積論体系との関連では次のような政策論の問題が生じてくる。「発展的社会」においては最終的には stationary state に至るという論理的極限が示唆されているが、このばあいには資本制的再生産を維持するために財政なり租税が積極的に導入される根拠があると考えられるのである。例えば穀物法に対するリカードゥの反対論はそれであり、これは地主層に対する攻撃という経済学の実践的な応用問題であった。このような、穀物法に対する反対論はリカードゥにとって重要な政策問題であったが（これは佐藤氏前掲書①において検討されている）、本稿では、租税政策に関してより多くの問題点を含んでいると思われる国債累積問題に関するリカードゥの政策論を考察したい。この点はすでに『原理』執筆前にナポレオン戦争後の財政問題—国債累積問題に関する政策的関心をリカードゥは示しているのであるから、『原理』にみられる政策的示唆を戦後の租税政策論というより広い領域で検討すべきであろう。これが第2の課題であり、Ⅲにおいて考察する。

本稿では、したがって2つの課題を設定しているために全体としての統一に欠けるところがあるけれども、従来の研究を少しでも深化したいという意図から書かれている。

註 (1) 代表的なものとして、また本稿において参考とした著書・論文を挙げておく。
近年の研究に関しては充分に追跡されていないことをお断りしたい。

大内兵衛 「リカドの租税論」1924. 『大内兵衛著作集』第2巻, 岩波書店所収。

中村一雄 「リカドの経済学と租税論」『神戸大学経済学研究年報』第6号, 1959年。

佐藤 進 ①「ナポレオン戦後の財政とリカドの租税論」『近代税制の成立過程』, 1965年, 東大出版, 第4章

②「リカドの租税論について」1968年, 東大『経済学論集』vol. 34, No 1.

Musgrave 『財政理論Ⅱ』第16章, 木下和夫監修, 有斐閣。

O. Clair. “A KEY TO RICARDO”, 1957. chap. 8, 10 and 16.

C. Shoup. “RICARDO ON TAXATION”, 1960.

本稿では従来の研究のうち、もっとも包括的な研究であるシャープ教授の著作を参考とするところが大きい。シャープの著作に関する評価は、佐藤進, 前掲論文②になされている。

(2) 佐藤進, 前掲論文②は、リカドゥ租税論は何故に書かれたかという疑問を提起し、「これは時代の影響とリカドゥ個人の嗜好からであるとしかしいようがあるまい。」としている。P. 50参照。

(3) 大内兵衛氏の見解は前掲論文に、武田隆夫氏の見解は、「マルクス主義経済学と財政学」『マルクス経済学の研究』1953年, 岩波書店, 所収にみられる。

(4) マルサス—リカドゥ間における資本蓄積論争については、中村広治『リカドゥ体系』, 1975年, ミネルヴァ書房, 第2章参照。リカドゥの体系については、同氏「リカドゥの資本蓄積論」(『経済学史の方法と問題』高木暢哉編著, 1978年, ミネルヴァ書房所収)を参照。

後期マルサスとでもいうべきケインズ体系における財政論とリカドゥの財政論との比較検討は、林栄夫「財政学におけるケインズ理論」(『経済学説全集12』河出書房。)1955年, においてなされている。

(5) 「不生産的労働」に関してリカドゥが資本蓄積論体系から排除する見解は『マルサス評註』(スラッファ全集, vol. 2)を参照。

マルサス『経済学原理』(岩波文庫)はリカドゥの「評註」を適所に配置しており、両者の比較に便利である。下巻, 第7章, 第9節, 第10節参照。

(6) 佐藤進, 前掲論文②は、リカドゥ租税論は経済学原理の結論を確認するものであり、『経済学の原理および課税』と訳す方が妥当であるとしたうえで、「経済学原理と租税論という本来性質を異にするものが雑然と混入されているという観を免かれないのである。」と指摘される。P. 50参照。(傍点は筆者)

II リカードゥ租税論の検討

『原理』における租税論は『原理』経済学篇の完成とともに、リカードゥ自身にとっては充分な主体的根拠をもって書かれたであろうことは、『原理』租税論の生成過程から推定しうるであろう⁽¹⁾。したがって租税論は経済学の応用問題としてリカードゥ自身は意図していたと推論することは十分に根拠のあることである。では、租税論は何を問題として論じているのかといえ、課税の広汎な経済効果を問題としていると考えられる。課税の経済効果というのは①国民所得の分配分—地代・利潤・労賃—との関連、②資本の蓄積との関連、③物価水準との関連、④資源配分との関連の4点に要約できるのである⁽²⁾。本稿ではこのうち①、②を中心として検討し、③、④については必要なかぎりで行論の過程で触れることにする。

(1) 国民所得の分配分と課税

リカードゥ租税論の主要な課題は、国民所得の分配分と課税との関連、より正確に表現すれば、課税がない場合の分配分と課税による分配分の変化との比較—帰着論にあった。この分野におけるリカードゥの功績はどのように評価すべきであろうか、以下、検討したい。

(a) 農業課税

リカードゥは農業課税の転嫁、帰着論においていくつかの課税標準—様式を考察している。産出物単位に対する従価税、従量税、地代に対する比例課税、土地面積単位あたりの定額税の4つの場合が考察される。いずれにしてもリカードゥの転嫁、帰着論の根底にあるのは差額地代論である。まず従価税の場合穀物に対する10%の往価税の場合

課 税 前					課 税 後				
	産出量	価格	売上高	地 代	産出量	価格	売上高	租 税	地 代
1 等地	180 クオータ	4 ポンド	720 ポンド	20—80 クオータ ポンド	180 クオータ	4.4 ポンド	792 ポンド	16.3—72 クオータ ポンド	18.2—80 クオータ ポンド
2 等地	170	4	680	10—40	170	4.4	748	15.4—68	9.1—40
3 等地	160	4	640	0—0	160	4.4	704	14.5—64	0—0

を検討しよう。リカードゥの例示 (S. I. pp. 157—158) (以下、スラッファ全集による巻数、頁数を略記する) を表示すれば次のようになる。

課税前後において産出量に変化はない。農業資本家は価格に完全転嫁しうると考えられるからである。リカードゥの説明は、従価税は実質的には最劣等地には地代は生じないために農業利潤に対する課税となることを前提として、他部門における一般的利潤率の存在を前提とすれば農業利潤課税は価格に転嫁されるということである。(S. I. pp. 156—157) これは農業資本家の行動様式としてはともかくも妥当しうるかもしれないが、現実の転嫁分析というレベルでは問題とされるべきであろう。このような完全転嫁の根拠は他の箇所において示されている。「仮に課税商品が穀物であるとすれば、私はむしろ私の穀物にたいして1年につき100ポンドだけ多く支払い、そしてブドウ酒、家具、またはなにか他の奢侈品にたいする私の需要を同額だけ減らすほうを選ぶであろうから、穀物にたいする私の需要が減少すべきである、ということは必然的ではない。」(S. I. p. 237) このように価格に対する需要の完全な非弾力性を仮定していると考えてよいであろう。

ところで、他部門における一般的利潤率の存在は前提とされているが、これは正しいであろうか？ もし他部門における産出量の調整が容易に生じ得ないとすれば課税は均衡状態を変更させるであろう。このことは他部門における商品が非課税であれ生じうる。他部門への影響を無視しうる条件を明らかにしておくべきであろう。リカードゥは他部門においては供給は完全に弾力的であると考えているとみてよいであろう。(S. I. p. 221) しかし、ここでは課税による有効需要の不足が生じないという点に注意すべきだと思われる。リカードゥが与えられた一般的な生産水準において、農業課税が価格に転嫁され、他部門の影響を無視しているのは次のような連関を想定せねばならないであろう。先に引用した箇所にみられる次のような指摘である。「仮に私の所得が1年につき1000ポンドであり、そして私が租税として1年につき100ポンドを要求されるとすれば、私が以前に消費した財貨の分量の10分の9を需要しうるにすぎないであろうが、しかし私は、それにより政府が他の10分の1を需要することを可能にする。……………その結果として、ブドウ酒業または家具業に使用

される資本は減少するであろうが、しかし政府によって賦課される租税が支出されるような商品の製造に使用される資本は増加するであろう。」(S. I. p. 237) このように課税商品に対して価格の需要弾力性ゼロという仮定は、非課税部門への政府支出を考慮した場合にのみ生産水準、有効需要水準は一定でありうるだろう⁽³⁾。

ところで、ここで再び表示に戻って表示そのものを検討するならば、この表示の意味するところは十分に説得的ではない。というのは価格への完全転嫁が前提とされているのであるから、農業部門における負担はそもそも問題とならないにもかかわらず、リカードゥは貨幣地代不変、穀物地代の低下ということを主張している(S. I. p. 157)からである。穀物タームにおける所得の減少は地代に限られたことではなく、賃銀プラス利潤部分にも妥当するからである。リカードゥの例示においては160クォータから145.5クォータに低下する。

(S. I. p. 158) しかしながら、リカードゥの本来の主張は逆であった。「地主は彼の借地農の利潤が課税されることを、明らかに利益としている、というのは、彼自身がひきつづいて租税から実際に免れるのは、この条件においてだけであるからである。」(S. I. p. 213) このように他部門との関連を考慮にいれることによって表示そのものの意義は損われてくることになる。さらに、それと関連して、税額を穀物タームで表示することの意味はどこにあるのであろうか？ この点に関しても上述のような批判があてはまるであろう。

リカードゥはしかし、他の箇所でも次のように論じている。「もしも、私が以前に4ポンドで11クォータを購買していたが、(10%の従価の)租税の結果として私の消費を10クォータに低減することを余儀なくされるとすれば、私はより多くの貨幣を要求しないであろう、というのはすべての場合に私は私の穀物にたいして44ポンドを支払うからである。公衆は、事実上、11分の1だけ消費を減らし、そしてこの分量は政府によって消費されであろう。……それゆえに、この租税は事実上現物税であって、いくらかでもより多くの貨幣が使用されるべきことを必要としない……」(S. I. p. 214) ここでは貨幣量あるいは流通速度と物価水準との問題が焦点であるけれども、これまでのところで重要なのはリカードゥが穀物にたいする価格弾力性ゼロという仮定をはずしていると

いう点である。いうまでもなくその基本的な根拠は政府部門を導入することにあつたと考えてよい。しかし、すでにみたように政府部門は他部門を考慮して導入されなければ、リカドゥの考察している前提条件は充分に成立しないといういに注意すべきである。

さて、リカドゥの叙述の順序からすれば若干先まわりして、リカドゥの転嫁論およびその表示について検討したが、リカドゥの転嫁論は一応は正しい出発点を示している。農業産出物に対する従価税は「消費者によって、価格の増加の形で支払われるであろう。」(S. I. p. 157) こうして、本来のリカドゥ帰着論の出発点を与えられる訳であるが、この帰着については必需品課税、賃銀課税についての帰着として後述する。ついで、農業課税の他の形態を検討しておくべきであろう。

結論的にいえば、差額地代論の適用であるから、従価税および従量税は課税前の価格が同一であれば、同額の税金は同一の效果をもたらすであろう。

(S. I. pp. 176—177) 地代課税は、地代は残余としての所得であるから、地代に帰着する。面積単位あたりの定額税は従価税の価格—所得に対する效果より広汎な結果をもたらす。リカドゥの例示を表示することにしよう。

土 地	産 出 量	定 額 税	価格の上昇	売上額増加	地代の増加
A 地	1000クオータ	100ポンド	2シリング/クオータ	100ポンド	0
B 地	2000クオータ	100ポンド	2シリング/クオータ	200ポンド	100ポンド

優等地B地においては定額税の結果として超過利潤 100ポンドが生じる訳である。これは借地期限の終了とともに地主の地代収入となる。(S. I. pp. 182—183) リカドゥはこのことはスミスの「公平」の原則に反しなと考えるが、第4の原則—「国庫にもたらす分以上を人民の懐からとりだす」ことによつて—に反すると考える。(S. I. p. 183) ところで、このような表示は不充分であると考えられる。いまシャープによつてこの点を明らかにすると、リカドゥの考察しているのは耕作限界地が外延的に拡大する場合のみに適用されている。そこで内包的拡大—投資の劣等化という点を考慮にいればどのようにになるであろうか⁽⁴⁾。シャープによつて表示してみよう。

土地	継続的投資からの産出	地代		租 税	限界地 4 のばあいの税引後地代
		限界地 5 のばあい	限界地 4 のばあい		
A	5—4 クォータ	0 クォータ	1 クォータ	4 クォータ	— 3 クォータ
B	6—5—4	1	3	4	— 1
C	7—6—5—4	3	6	4	2
D	8—7—6—5—4	6	10	4	6
E	9—8—7—6—5—4	10	15	4	11
F	10—9—8—7—6—5—4	15	21	4	17

この表示の意味するところは、定額税の結果として価格が上昇すれば優等地における投資が内包的に拡大される。このばあいには優等地における地代の増加は地主の所得となるであろうということである。いま課税の結果として、表示するように 4 クォータの産出をもたらす 1 単位の投資がなされるまで内包的拡大が生じるとすれば (25% の価格上昇)、A 地、B 地における税引後地代は負となり耕作から土地をひきあげるであろう。このことの産出高に対する影響という点では課税のない場合に A 地、B 地では 16 クォータを産出していたが、課税により A 地、B 地の産出はゼロとなるが、他方で C～F 地で 16 クォータの産出の増大が生じているために変化はない。ところで地代に注目するならば、税引後地代は課税のない場合に比較して C 地では地代 1 クォータ、D 地では変化なく、E、F 地では増大する。リカドゥはここでは資本の競争関係を考慮していないのである。明からに、このばあいにはリカドゥのいう「公平」課税というのは本来の意義とは異なっている。つまり、限界地農業が排除される場合には「公平」課税が維持されたとはいいいがたい。

以上のように農業課税については、地代に対する直接的課税を除いては、価格への転嫁がなされ、地代所得は課税がなければあったであろうよりも増加する。定額税のばあいにはその効果はより大きいと考えられる。リカドゥはこのような結論に至る過程で、条件を十分に明示していないし、また特殊条件を仮定しているとはいえ、一応課税形態によって帰着のあり方が異なること、地代所得は直接課税されるばあいのみ地代に帰着することを明からにしているのである。

(b) 賃銀(必需品)課税

上述のように穀物課税は「消費者によって価格の増加の形で支払われる」ことが明からにされた。価格の調整という問題からさらに消費者への影響、消費者の地位が問題とされる。消費者として考えられる賃銀労働者に対して必需品課税はどのように影響し、分配分にどのような変化がもたらされるであろうか。これは賃銀課税論と重複する問題であるから、一括して考察したい。リカドゥの主張は賃銀課税、必需品課税は労賃を上昇させ利潤に帰着するという点にある。(S. I. p. 215) これはリカドゥにとっては重要な問題であるが、このような結論はどのような過程分析によっているのであろうか。またその意義はどこにあるのだろうか。まず、リカドゥの論理を追ってみるべきであらう。

①必需品に対する課税は消費者に帰着するというばかりでなく、「労働者の必需品に対する租税はもう一つの結果を生むであらう—それは賃銀をひきあげるであらう。人口の原理が人類の増殖に及ぼす効果のために最低の種類の賃銀は自然と習慣が労働者の維持のために要求される率のずっと上にひきつづきとどまっていることはけっしてない。この階級はけっして考慮にいれるべきどんな割合の課税にも耐えうるものではない。したがって、彼らはもしも小麦に1クォータにつき8シリングの追加額を支払わねばならないとすれば、以前と同じ賃銀で生存し、そして労働者の種族を維持することはできないであらう。賃銀は不可避的かつ必然的に上昇するであらう。」(S. I. p. 159)

ここにみられる論理は「発展的社会」において労働需要の増大が資本蓄積($v+m$ のドグマとして周知である)によって与えられたばあい、労働供給は人口の増加によって充足される、このばあいの賃銀はその時の自然賃銀であるから労働者の生活維持に充分であっても決してそれ以上ではないという人口動態論—賃銀論にもとづいたものである⁽⁵⁾。そこから負担能力論が展開されているとみるべきであらう。いったんは転嫁しえずに、マルサス的な人口原理が作用して人口の減少が生じることによって、長期的には賃銀が上昇するというのではないであらう⁽⁶⁾。リカドゥにとっての課題は「穀物の価格の騰貴と賃銀の上昇とのあいだにかなりの時間的間隔があり、その期間中労働者は多

大の困苦を経験するであろう」(S. I. p. 169)という見解に対して反論し、このタイム・ラグは存在しないことを明らかにすることにあつたからである。しかしながら、このような負担能力(限界)論をアプリオリに主張することによって、実質賃銀一定という論拠とすることは科学的には充分でないであろう。そこで、リカードゥは①の論理を補足する、またより説得的な論理を求めたのである。

②「穀物にたいする租税のばあいにはかならずしも労働の供給の過剰も需要の減退もない。それゆゑに労働者が賃銀の実質的減少をこうむらなければならない理由はまったくありえないのである。」(S. I. p. 166)ここでは実質賃銀を一定に維持するに充分な労働(力)の需要が存在することが主張される。リカードゥはしかし、その後の箇所では穀物量(賃銀財)で労働需要を代表させ、労働供給＝与えられた生産水準に必要な労働力人口と対比させ、問題を混乱させている。リカードゥにとっての問題を整理すれば次のように考えられる。与えられた生産水準においては労働力人口＝労働供給量に課税による変化はない。労働力人口の過剰も不足もない。また穀物の需要は価格に対して非弾力的であるから実物タームでの需給に課税による変化はない。ただ貨幣価格が上昇するだけである。このばあい、もし労働賃銀が税額だけ上昇しないとすれば、所与の生産水準は維持されないだろうが、それは穀物需給に変化はないとする仮定と一致しない。また穀物需給に変化はないとすれば、労賃の上昇がないならば誰が消費するのであろうかという問題である。リカードゥの回答は、もし賃銀が上昇しないとすれば、穀物の需要<供給となり価格が低下し、生産水準は低下するという。(S. I. p. 166)ところで、課税によって実質賃銀が低下したとしても、変化するのはさしあたり将来の労働力人口の方であり、商品の需給関係に変化はないことは充分考えられる。「富裕な消費者」が消費するということはあることである。また賃銀に対する課税のばあいには、それがたとえ実質賃銀の低下をもたらしたとしても、産出水準は変化せずに、労働者の生活水準の低下、剰余労働時間の増加、政府の商品需要の増加ということは充分に考えられるであろう⁽⁷⁾。

したがって、ここで論じられているリカードゥの論理は労働の需給と商品需

給との同一視、混同として考えられるべきであろう。商品に対する需給とは別の何らかの説明が必要であろう。

③「帽子または麦芽が、課税されれば騰貴するのをみることほど月並みなことではない。それらの物は、もしも騰貴しないならば必要な供給が与えられないであろうから騰貴するのである。労働についても同様であって、賃銀が課税されるときにはその価格は騰貴する、なぜならばもしも騰貴しないならば必要な人口は保持されないだろうからである。」(S. I. p. 219) ここには先にみられたような労働力人口＝所与の生産水準という関連がリカードの念頭にあるであろうが、それが個別的消費税とのアナロジーで論じられるという「飛躍」がみられる。しかし、リカードはこのようなアナロジーが誤っていることに気づいている。商品の供給は弾力的であるけれども、労働力人口のばあいにはそのような弾力性はないとする認識があるからである。(S. I. p. 165 and p. 229) そして、このような認識から新たに政府の労働需要という要因が強調される。

④「課税商品は、もしもそれにたいする需要が減少するならば、そして分量が削減されえないならば、租税に比例しては騰貴しないであろう、ということはいうたがいもなく真実である。……労働者の数は彼らを雇用するはずの基金の増減に比例してすみやかに増減しえない。しかし仮定された場合においては、労働に対する需要の必然的減少はまったくない。……ビュキャナン氏は課税によって徴収される基金が、政府によって労働者の維持に使用されていることを忘れている。」(S. I. p. 200—222) このようにして、労働力人口の供給の短期的な非弾力性を前提として、そしてこの非弾力性は本来課税が労働賃銀の負担となることを明らかにするであろうという関連にあるにもかかわらず、政府労働需要が増大するばかりにのみ労賃が上昇するという説明がなされた訳である。ここにみられる特殊な「予算帰着⁽⁸⁾」の想定をなさしめたのは、従来の論理は民間部門における労働需給一定という仮定にもとづいていたけれども、租税あるいは財政の考察においては政府部門を考慮することが必要であるという、それ自体としては当然な想定からであると思われるし、労働力人口の短期的な非弾力性にもかかわらず労賃が上昇するのは労働需要が何からの形で

増大する他にないとする論理的思考からであったと思われる。

そこで、この④の論理を辿ってみることにしよう。いま今期の期首において資本家は労働需要（＝「投資需要」）の計画をたて、利潤のみつもりを期待していたとする。リカドゥ・モデルにおいてはこの労働需要に対応して労働供給は充足される。この場合、資本家にとっての「必要な人口」はあくまでも期待の段階におけるものであることに注意すべきであろう。期中において政府が（不生産的労働（者）として規定される）政府雇用労働者の増加のために労賃（必需品）への課税を計画したとする。数例として次のように考える⁽⁹⁾。今期首4万人の労働力人口が存在し、資本家は100万ポンドの賃銀ファンドを所有しているとする。課税前のみつもりでは1人あたり労賃として25ポンド、その生産性は25ポンドの剰余を生むものであった。政府は期中において4万ポンドの労賃課税からの税収で追加的な兵士や警官を雇用することを決定する。この場合には104万ポンドの賃銀ファンドが与えられるように、「労賃」が26ポンドに上昇し、租税として1ポンドを支払い集計として4万ポンドの税収が獲得される、というのがリカドゥの説明であろう。こうして労賃課税は完全に転嫁される。課税前においては資本家の期待利潤は100万ポンドとみつもられたが、課税後においては100/26万人の労働者に対して1人あたり26ポンドの税込み賃銀を支払い、生産性に变化なければ $100/26 \times 24$ ポンドの利潤（残余としての利潤）を獲得する。結局、100/26万ポンドの生産的労働者からの税収に相当する部分と、課税前には獲得されたであろう労働者の剰余生産分の課税による損失100/26万ポンドの合計200/26万ポンドが課税による利潤の減少となる⁽¹⁰⁾。

問題はこのような例が現実的であるか、またその論理が可能なものであるかという点にある。リカドゥは以上のような「予算帰着」例は特殊なものであり、必ずしも唯一の事例ではないことを認めており、その他のいくつかの「予算帰着」を考慮する。予算の支出において、外国への補助金に向けられる場合には賃銀は低下することが説明される⁽¹¹⁾。利潤に対する課税（「資本をもつ人々に対し」て課税）—政府労働需要という予算政策の場合には賃銀は上昇しない。なぜなら、「同一の需要があっても、同一の競争はないだろうからであ

る。」⁽¹²⁾ (S. I. p. 221) このように、予算の歳入、歳出に対応する直接の関係は制度的に与えられている訳ではないのであるから、必ずしも実質賃銀を不変とする制度的保証はないといわねばならないはずである。したがって、リカドゥの特殊な「予算帰着」例は本来のリカドゥの課題—労賃、必需品課税は実質賃銀を一定に維持するように利潤に帰着するかという問題—とは本来関係のないことであるというべきであろう。

さらに、リカドゥは短期の問題を論じているということに注意すべきであろう。長期的にはどのように考えるべきであろうか。まず、一般的利潤は課税がない場合に比べて低下する。利潤低下→蓄積率 $\left(\frac{\text{今期蓄積}}{\text{今期首ストック}}\right)$ の低下⇒労働需要の低下→生活条件に変化ないために労働人口供給が課税前と同一であるとすれば⁽¹³⁾、賃銀は課税がなければあったであろう水準よりも低下するであろう。この点はリカドゥもまた認めるところである。「租税は、資本を減少させることによって、労働維持に向けられる実質的基金を減少させ、それゆえに、労働にたいする実質的需要を減少させる傾向をもっている。そうしてみると、……賃銀は上昇するにしても、それは租税にまさに等しい額だけは上昇しないであろう、ということは、……その蓋然的な結果である。」(S. I. p. 222)

しかし、より基本的に重要な問題はリカドゥのような生産的労働から不生産的労働へのいわば「ひきぬき論」は産出高水準を低下させるという点である。これは産出高水準に変化はなく政府の商品需要を導入する形で帰着論は説かれるにもかかわらず、このように直接に完全雇用状態で政府労働需要を導入したことの必然的な帰結である。そして、産出高水準あるいは国民所得水準が課税がなければあったであろうよりも、課税の行なわれる毎に低下すると考えることは現実的ではない。つまり、このような異常な状態では、くり返し労賃課税—政府の労働需要という予算操作をすることは困難である。国民所得水準が低下することは自づと財政に対して反作用を及ぼすと考える方が現実的であろう⁽¹⁴⁾。

リカドゥの労賃課税の帰着論は労賃課税は利潤に帰着するという結論を与えるが、それは一定の条件のもとでおこりうることである。一定の条件という

のは短期において、政府労働需要という予算政策をとるということである。したがって、当然このような論理の現実性が検討されねばならなかった。リカードゥ自身は帰着を決定する要因そのものを明らかにしていないのであるから、このように検討する以外にはないであろうと思われる。

(c) 利潤課税

利潤に対する課税、『原理』第15章においてはリカードゥは種々の問題を検討している。利潤課税と物価水準、商品の相対価格の変化との関連などである。本稿では帰着論を中心として考察するので、必要なぎりぎりでこれらの問題について触れたい。

利潤課税は利潤に帰着するというのがリカードゥの主張であるが、そこにみられる論理は検討を必要とする。「もしも貨幣は課税されず、それゆえにその価値を保持することを許されるが、それに対して他のあらゆる物が課税され、その価値がひきあげられるとすれば、それぞれ同額の資本を使用して、同額の利潤を取得しつつある帽子製造業者、農業者、および服地製造業者は、同額の租税を支払うであろう。」(S. I. p. 206) ここでは課税産業においては利潤比例課税は同額の価格上昇をもたらす⁽¹⁵⁾、価値価格の形式的な上昇は相互に相殺されて利潤に帰着するということが説明される。このような価値価格の上昇が利潤に対する課税の結果として起こりうるのは、価値を不変とする尺度財＝非課税部門の貨幣金量の増大によらねばならないと、リカードゥ貨幣数量説から指摘される。(S. I. p. 168 and p. 214) このような結果は課税産業における資本と労働が貨幣生産部門に移動することによって実現される訳である。このようにして、物価水準が一様に上昇するとすれば、物価指数計算によれば税引後の利潤は実質的に低下したことになるであろうというのである。リカードゥは貨幣金生産部門が非課税のばあいを、このように考えている。ここでは不変の価値尺度としての金価値が前提され、貨幣供給は無限に弾力的であると考えられているからである⁽¹⁶⁾。ところで、リカードゥの論理にみられる暗黙の仮定は、物価水準が上昇したとしても労賃は実質的に課税前と同一であるということであった。これはすでにリカードゥにとっては証明済みであると考えてよい。であれば非課税産業においてもまた労賃は上昇すると考えられ

るから、利潤の産業部門間における相異、不均衡が生じるであろう⁽¹⁷⁾。結局は貨幣の相対価値の低下が生じるか、あるいは資本の移動が若干少ないかということになる。リカードゥの論理の必然的帰結である。

ところで、このような過程を現実的に考慮することはできないであろう。というのは、資本の移動は考えうるとしても、単なる課税の結果として再生産の構造が不生産的に変更されるということはおこりえないであろうからである。貨幣生産部門における利潤課税が必要であろう。このばあいには、資本、労働の移動要因はないと考えられるから、価格は上昇しないで、課税は利潤に帰着する。(S. I. p. 207)

さらにリカードゥは貨幣供給が国内産金によって得られずに外国からの「輸入商品」であるばあいを考える。このばあいは利潤課税が価格を上昇させるとしても、その効果は限られている。課税による貨幣の相対価値が国民的な生産力水準よりも低下する場合には、輸入>輸出となり貿易収支の逆調から貨幣量減少(流通手段としてとらえられている)→価格の旧水準への復帰という運動がいずれおこるであろうからというのである。(S. I. pp. 213—214, pp. 139—143 and pp. 618—169)

さらに、リカードゥは物価水準の上昇は政府の租税—支出という流通手段の取引回路を考慮にいれることによって、貨幣量の増大なくして流通速度の増大によって可能であるとする⁽¹⁸⁾。(S. I. p. 214 and p. 169)リカードゥの説明は政府需要が物価上昇をひきおこすというのではなく、物価上昇がおきるとすれば貨幣量を一定として政府需要が流通速度の増加によって充足されるということである。このばあいには私的需要は課税額だけ低下すると考えられている。しかし、逆に政府需要が流通速度の増大を直接にもたらすとなれば、私的需要との競合による物価水準の上昇が考えられない訳ではない⁽¹⁹⁾。これは実質所得の低下を意味する。これはリカードゥにとって考えられていないことがらである。

以上のように利潤課税は労賃と利潤との対抗、より正確にいえば労賃の利潤に対する規定論によって、利潤に帰着すると考えられている。さきにみたように、労賃課税は利潤に帰着することがともかくも説明され、利潤課税は利潤に

帰着することが説明された。したがって「私が樹立しようと試みてきた、労働と資本の生産物の賃銀および利潤への分割にかんするこの原理は、私にはきわめて確実と思われるので、その直接の結果の場合を除けば、資本の利潤が課税されようと、あるいは労働の賃銀が課税されようと、それはほとんど重要ではない、と私は考えたい。資本の利潤に課税すれば、おそらく、労働維持のための基金の増加率は変更されるであろう。そして賃銀は、高くなりすぎて、その基金の状態に釣り合わなくなるであろう。賃銀に課税すれば、労働者に支払われる報酬は、低くなりすぎて、同様にその基金の状態に釣り合わなくなるであろう。一方の場合には貨幣賃銀の低下によって、また他方の場合には貨幣賃銀の上昇によって、利潤と賃銀とのあいだの自然の均衡が回復されるであろう。」

(S. I. p. 226) リカドゥはここで後者の場合には短期と長期との混同をしている⁽²⁰⁾。賃銀課税の場合には短期においてはタイム・ラグなしに賃銀が上昇し、利潤が低下する。長期においては蓄積率が低下し、課税がなければあったであろう水準よりも賃銀は低下する。このようにして、短期においては労賃課税であれ、利潤課税であれ利潤に帰着し、蓄積を阻害することが指摘される。すでにみたようにこのような結論は労賃課税と利潤課税との相異をみすごすものであることは明らかである。労賃課税のばあいには利潤の下落とともに産出高水準の低下が、少くともリカドゥの論理においては、生じるからである。利潤課税のばあいにはそのような結果は生じない。

最後に以上のような検討からリカドゥ帰着論を全体として評価しうるであろう。リカドゥ帰着論は主たる課税の帰着先を利潤とするものである。リカドゥ体系との関連では、これは次のようにとらえられている。「社会が自然に進歩し生産の困難が増加するにつれて、地代の上昇および必需品の騰貴によって、資本の利潤および労働の賃銀のうえにもたらされるすべての影響は、課税の結果である賃銀の上昇からも、等しく起こるであろう。……そしてとくにこの租税によって（という）ばかりでなく、これと相等しい額を徴収するはずのあらゆる他の租税によっても、ぎり詰められるであろう、というのは、それらの租税はすべて労働の維持に向けられる基金を減少させる傾向があるだろうからである。」(S. I. p. 225) すなわち、リカドゥ体系の論理的な帰結と

して示された同様に、課税は stationary state に至る過程を加速させる要因であると結論することもあるいは可能かもしれない。N・カルドアの見解⁽²¹⁾はこれであり、マスグレイブはさらにこれを極端にまで展開している⁽²²⁾。しかし、そのような評価はリカードゥに忠実のようにみえるけれども、帰着の理論が再生産（論）とどういう関連にあるべきかという点について多く語っていないのではないだろうか。リカードゥに対する評価としてその帰着論の整合性という点からのみ評価することよりも、その現実性という点から評価する方がより意味があると思われる。あるいは次のようにいいかえてもいい。帰着論の本来の課題は一定の条件のもとで、どのような帰着をもたらすかということをはっきりと示すが、その場合にもこの一定の条件というのは現実的な条件であるか、その再生産的な意義はどこにあるのかを問うことが重要である。このような視角からリカードゥ帰着論をみれば、そこにみられる条件が明示されていない場合に出会ふし、また条件そのものが非現実的であるという場合に出会ふのである。したがって経済学の応用としてのリカードゥ帰着論は、より現実的な客観的過程を反映した経済学批判のうえに再構成されなければならないと思われる。本稿ではある程度その方向をきりひらくべく、リカードゥ帰着論を検討している。

註 (1) 『原理』における租税篇の生成は、リカードゥ体系上の位置づけという点からも、リカードゥ経済学の生成過程のうちにどのような問題意識から書かれたものであるかということを確認するためにも、検討されねばならないであろう。しかし『原理』租税論の生成の過程をクロノロジカルに追うことは困難である。というのは『原理』以前に租税に関するいくつかのコメントをみいだすけれども、それらは断片的なものであるからである。もっともリカードゥの問題意識という点では一貫して課税の経済効果（帰着、物価水準など）を論ずることにあつたといえるだろう。リカードゥが『原理』初版経済学篇の完成と共にこのような課税効果を論じるに充分な経済学的基礎を完成したという自信から、租税論（篇）を叙述したであろうということは、『原理』租税篇が1816年10月24日ミル宛手紙で執筆予定であることが記されて以降1カ月余りの間に書き下ろされたということからも推察しうるであろう。他方では、『原理』初版以前にすでに『原理』にみられるような政策的関心がみられる。佐藤氏が「時代の影響と個人の嗜好」と指摘されているのはこのことである。なお、リカードゥ租税論の生成、性格をめぐる検討は、シャープ、op. cit., pp. 7～

17 andpp. 239～241 参照。

(2) シャープ, op. cit., p. 249.

(3) 生産水準を一定とした場合においても、このような部分的・差別的な利潤・商品課税は「それを過重に課することがなくとも、それだけで十分に大きな害悪である」(S. I. P. 237)とリカードゥは指摘する。これは資源配分の最適化を妨げるという指摘である。

(4) シャープ, op. cit., pp. 90—91.

(5) たとえば, S. I. P. 163 参照。

発展的社会におけるリカードゥの人口動態・賃銀論については、中村広治、前掲書、第7章、第1節、および前掲論文、第3節参照。

(6) このような見解は中村一雄、前掲論文、pp. 283—284にみられる。

(7) 置塩信雄、「再生産と国家財政」(『現代財政論の再検討』1978年、有斐閣所収) pp. 9—11参照。

(8) 「予算帰着」という概念については、マズグレイブ, op. cit., pp. 342—345参照。またリカードゥ帰着論に関する箇所, pp. 576—579参照。

(9) この数例は O. Clair にしたがった。op. cit., pp. 131—132. なお、註10を参照。

(10) マズグレイブは、この場合に「何故に予算の挿入が労働にたいする総支出を増加させるかという理由は説明されていない。この結果が生ずるためには、租税と公共支出の回路の挿入が流通速度を増加させると考えられなければならない。」とする。(op. cit., p. 578)しかし、リカードゥはすぐれて生産の視角から経済学を構成しているのであるから、ここでは産出高が低下することに注意すべきであり、その場合には私的部門の取引需要は低下することに注意しなければならない。

また Clair は「私は次のように考える。もし生産的産業から労働者の幾人かがひきぬかれ、不生産的のサーヴウスに雇用されるとすれば、生産物の減少が生じるであろうと考えねばならない。もし賃銀稼得者が以前と同様の消費しうる貨幣量をもっているとすれば、資本家も同様の貨幣所得をもっているとすれば、賃銀稼得者と資本家の間に分配されるべき生産物は減少しているのであるから、価格は上昇するにちがいない。」(op. cit., p. 132.)と述べているが、このような仮定はリカードゥの見解に全く対立する。

(11) リカードゥの「予算帰着」例には非現実的な場合が想定されている。労賃課税—資本家への現金補助金→労働需要=増加価格という無意味な循環が進行するという想定である。S. I. P. 221.

(12) リカードゥの利潤課税—政府労働需要という場合には、実際には理解しがたい点がある。利潤として資本家所得に残された部分は次期の労働需要に支出されると考えるのが妥当であろう。したがって、今期の労働需要が「同一」であ

るとするのは理解しがたいのである。

- (13) このように労働需要と独立に労働力人口が増大することは、本来のリカードゥ体系における人口動態としては考えられないけれども、論理的な必然的帰結であると思われる。
- (14) このような指摘は中村一雄、前掲論文、pp. 300—301にみられるけれども、資本のたんなる移転と考え、スミスと同一視し、またリカードゥの他の文脈を連関をみちびいている点など誤った解釈であると、筆者は考える。
- (15) リカードゥは他の箇所では、資本の有機構成・回転率を考慮するばあいには、価格に完全転嫁しようとしてもその上昇度合、相対価格が異なることを指摘している。(S. I. pp. 207—209)

マルクスはこの点を鋭くついで、平均利潤率が与えられているにもかかわらず、課税による商品の上昇が税額だけ完全に転嫁されるということはおこりえないとし、利潤の一般均衡は「諸商品の相対的価値、実質価値が変更されて、それらが、その実質価値にではなく平均利潤の発生に対応するように相互に加減されることによってなのである」とする。『剰余価値学説史』、第5分冊、原頁387—389参照。したがって、実際の転嫁度合いは資本の競争関係によるであろう。

- (16) 金鉱山に対する課税の箇所では、貨幣供給の需要に対する弾力性はあるが、金鉱山の生産力格差が存在することにリカードゥは気づいており、貨幣供給は最劣等鉱山からの資本の引揚げ、生産の減少によって従来の均衡状態に達すると指摘されている。(S. I. P. 192) ここではこのような事情を無視して、金価値は不変であるとしているのである。

なお、金鉱山に達する課税はマルクスの指摘するようにリカードゥ貨幣論にとって重要なものである(『剰余価値学説史』文庫(5)、P. 380)が、イギリスにおいてこのような税制度は存在しなかった。

- (17) この点については、シャープ、op. cit., pp. 104—106 参照。シャープはそこで労働供給の短期的な非弾力性論と関連させて論じている。賃銀・利潤の課税前の分配率が労働供給の短期的な非弾力性のために一定であるならば、利潤課税の結果して物価が上昇しても賃銀は直ちに上昇し、こうして price—wage のスパイラルが続き最終的にリカードゥのいうように利潤に帰着する。このことは貨幣供給部門においては、価値が不変の価値尺度財を前提とすれば、利潤率が一般的利潤率以下に低下することを意味する。このスパイラルについてリカードゥは否定しているけれども(S. I. P. 225)、ここではリカードゥが商品に対する課税と利潤に対する課税とを区別していないということが、シャープによって指摘されているのである。
- (18) この点についてはトロワとの「論争」参照。S. IV. pp. 321—322。
- (19) これは先にみた労働課税の特殊な「予算帰着」からも類推しうるであろう。

置塩信雄, 前掲論文, pp. 11—12においては, 利潤課税によっても新投資需要が不変である場合(何らかの信用政策を前提として)には, 超過需要が生じ, 価格騰貴→実質賃金下落, 雇用増大が生じるとする。このばあいには同時に雇用増大と剰余価値率の上昇がおきている。

ところで, リカードゥのばあいには投資需要=労働需要という想定($v+m$ のドグマ)があるために, このような連関は本来考えられないことであろう。もしこのような連関を考えるとすれば, リカードゥの場合には労賃の上昇がおこり利潤に帰着するということになる。

この点に関しては, N. Kaldor, “Alternative Theories of Distribution”, The Review of Economic Studies, vol. 22—23, 1955—6. pp. 95—97. および置塩信雄『蓄積論』1967年, 筑摩書房における批判的考察, p. 268. および pp. 317—318を合わせて参照。

(20) 長期と短期の混同に関する指摘は, シャープ, op. cit., pp. 136—137. 参照。

(21) N. Kaldor., op. cit., pp. 84—87. 参照。註(19)参照。

(22) マスグレイブ, op. cit., p. 579. 参照。「リカードゥは利潤がゼロにまで低下するような静態の状態のきわめて長期のケースを考察していない。しかし, われわれは彼の体系によってなにが生ずるかを容易に結論することができる。……静態の状態に到達するや否や, リカードの理論と重農主義の理論との間にはほとんど差異は残らない。」

(2) taxable capacity 論, 資本蓄積と課税

上述のような帰着の理論からみちびかれた「系命題」は利潤, 地代等の剰余, 残余所得が主たる帰着先としてとらえられるということである。リカードゥは帰着の理論とは別個に課税能力の問題を論じている。リカードゥの主観的意図からすればこの2つの方向での分析が統一されているとするのであろうが, 両者は異った視角からのものであることに注意すべきであろう。帰着論においては利潤が主たる帰着部分とされたが, 課税は分配分そのものを直接変化させることが論じられた。だから, 租税負担の問題は, 分配分の直接的变化が生みだされるために静態的に論じられないということが理解されるだろう

(1)。ところで, 検討しようとする課税能力論においては再生産という点からみれば, 税源の所在は残余としての所得にあるということが問題とされるのである。両者は内面的に統一されていないということに注意すべきであろう

(2)。リカードゥの課税能力論は, それ故に別個に検討すべき問題である。

『原理』第26章において課税能力論は理論的に述べられ、第32章において国債累積という現実的セッティングのもとで課税能力論が展開されるが、後者は政策論的な意図をもっているので別個に検討すべきであろう。リカードゥは課税能力は社会の純所得にあるとする。第26章ではアダム・スミス批判が念頭におかれているが、問題は、純所得が同一の2国を比較してみて、総所得が異なることにどのような意義をみいだすべきか、ということである。リカードゥの回答をみておこう。「その純実質所得、すなわち、その地代および利潤が同一であるかぎり、その国民が1000万の住民から成ていようと、あるいは1200万の住民から成ていようと、それは少しも重要ではない。それが海軍と陸軍、およびすべての種類の不生産的労働を維持するかは、その純所得に比例せざるをえないのであって、その総所得には比例しない。」(S. I. p. 347) 純所得が同一であるばあいには社会の負担能力も同一であるとするのが、ここにみられる主張である。しかし、リカードゥはそれに続く箇所において2国のモデルの相異を論じる。「もし500万人の人が、1000万人に必要な食物と衣服を生産できるとすれば、500万人の食物と衣服は純収入となるであろう。この同じ純収入を生産するために700万人の人間が必要とされるということは、……その国にとって利益となるであろうか?……より多数の人が用いられれば、わが陸海軍に一兵も加えることはできず、租税のかたちで1ギニも多く貢献することはできないであろう。」(同上)ここにみられる人口の比較そのものには意味がないであろう。あたかも人口供給の制限から、不生産的労働者の雇用不可能が導き出されているような印象を与える文脈である。リカードゥの意図は、おそらく労働生産性の相異なる2国のばあいにその租税負担能力が異なるということであろう。したがって問題は、500万人の労働者で700万人単位の純所得を生産する国と500万人単位の純所得を生産する国との比較にあるとみるべきであり、そのばあいには前者の方がより負担能力があるとすべきであろう。これは問題を静態的にみた場合である。ここで問題としているのは1国の課税能力の問題なのであるから、これを異時点の間における変化としてとらえることができるかもしれない。であれば、労働生産性の上昇によって租税負担能力は上昇する、あるいは租税負担は労働生産性の上昇によって実現されるということ

が考えられるであろう。リカードゥはこのような関連を第26章においては必ずしも明らかにしているとはいえない。問題は課税能力、担税力を、リカードゥは静態的なものとして考えずに生産性の上昇という様な要因を考察し動態的なものとしてとらえたのか、だとすればそこから積極的に論じられることは何かということである。

ところで、ここにみられる課税能力論では資本蓄積は考察されずに、いわば総消費モデルで考えられている。そこで、資本蓄積と課税との関連を検討している第8章を考察すべきであろう。第8章で考察されているのは社会の純所得の領有者たる財産所有者にとっての課税の問題である。租税は私的部門から政府部門への資源の移転であり、結局「資本または収入のいずれかから支払われる。」(S. I. p. 150)そして資本家・地主の所得たる純所得は「資本の増加」あるいは「不生産的消費」に支出されることが明らかにされ、そこから問題を次のように整理する。

「もしも政府の消費が追加的租税の徴収によって増加するばあい、それが人民の側での生産の増加か、(不生産的)消費の減少か、そのいずれかによってかなえられるならば、租税は収入の負担するところとなり、国民資本は損われないですむであろう」(S. I. pp. 150—151)。ここでリカードゥが本来問題としている点は、再生産が支障なく行なわれ、かつ租税が支払われるとすれば、その再生産上の条件はどこにみいだすべきかということである。これは上述のように帰着論がどのような課税制度であれ、主として利潤に帰着するということを明らかにし、最後に資本の蓄積を阻害するという「結論」が与えられたのとは全く逆の問題の立て方であることに注意すべきである。ここでは課税のない場合には一定の規模・率で資本家所得の蓄積がなされていることを前提としている訳である。このように本来リカードゥが問題とすべき点は、考えられるであろう。したがって先にみた純所得の増加という場合がここでは「生産の増加」としてとらえられるという関連にあるのである。

しかし、そのような課題に対してリカードゥは充分に回答を用意していない。リカードゥは奇妙な仮定を設けているからである。「あらゆる人は、自分の生活上の地位を保持し、そして自分の富をそれが一度達した高さに維持しようと

する欲求をもっていて、大抵の租税を、それが資本に課されようと所得に課されようと、所得から支払おうとするものである。」(S. I. p. 153)という仮定である。資本のストックが期首において与えられているとすると、その水準を維持しようとする納税者(財産所有者)にとっての誘因効果、インセンティブが語られている。リカドゥの例示を検討してみよう。「私の1000ポンドの所得がひき出される資本は、1万ポンドの価値をもっているかもしれない。このような資本にたいする1パーセントの租税は100ポンドであろう。しかし、もし私が、この租税を支払った後に、同様に900ポンドの支出で満足するならば、私の資本は影響をうけないであろう。」(同上)資本ストック1万ポンドの維持のためには、課税がなければあったであろう消費水準を税額だけ低下させるということが語られる。このことは所得あるいは資本のいずれを課税標準とするばあいにも税額が同一であるかぎりでは何ら相異はない。ところで、次の例は難解な文脈である。「イギリスでは、遺言検認への課税、遺産税、および死者から生者への財産の移転に影響を及ぼすすべての租税において、この政策が無視されてきた。仮に1000ポンドの遺産が100ポンドの租税を課されるとすれば、遺産相続人は彼の遺産を900ポンドにすぎないものと考えて、彼の支出のなかから100ポンドの税を節約しようとする、なんの動機も感じない、それだから、その国の資本は減少することになる。」(同上)このような結論に達しているのは、暗黙のうちに遺産の相続人は所得のすべてを消費しているという仮定であろう。このような仮定を設けて始めてなりたちうる議論である。このような場合には、もし遺産税にかえて、所得税あるいは個別的な消費税として同額の100ポンドの租税を増税する場合には、消費を100ポンド減少させざるをえないであろう。しかし、もしも仮に相続人が資本の蓄積=所得の増加を、みこまれる増税額よりも大きく得ているとすれば、資本ストックの維持という動機の結果としての消費支出の減少はおこりそうにないことがらである。したがって、この例示は、リカドゥの本来の課題と関係ないものであるといつてよいであろう。そもそも、資本ストックの維持という問題を考察し、所得の全てが消費支出されるという仮定を設けていることが、本来の課題からの脱線である。

リカドゥは、しかし、他の箇所においては本来の課題を正しくとらえてい

る。「しかしながら、なお、課税がなかったならば、資本のこの増加は、いっそう大きかったであろう、ということは確かである。蓄積する力を減ずる傾向をもたない租税はない。」(S. I. p. 152) このように、課税がなければあったであろう蓄積水準に比較すれば、投資支出の低下となることは充分に考えられることである。問題はリカードゥが、先にみたような資本ストックの維持という条件と、資本蓄積への影響という点を混在した形で述べているために、課税の条件が明らかなでないことにある。このことは租税制度上の問題ともなるであろう⁽³⁾。

さて、冒頭に指摘した労働生産性の上昇による租税の支払い、あるいはここにみられる「生産の増加」による租税の支払いという問題に立ち戻ってみるならば、そのような連関はリカードゥにはみられないというべきであろう。労働生産性あるいは剰余労働の変化ということが考えられていないからであり、また資本家にとっての課税という形でしか問題をとらえていないからである。この点で産業資本家的見地からの論理であるといつてよいであろう。結局、リカードゥにとっては課税による「消費の減少」によってのみ資本の蓄積は継続される。これは『原理』においてはどこにも明示されてはいないけれども、マカロック宛書簡にみいだされる。(S. VIII. pp. 169—170) このようにして資本制的再生産の維持ということから課税条件をみいだすならば、資本家消費あるいは地代消費というせまい限界内のみ課税能力がみいだされるというスミスと同様の結論⁽⁴⁾に達することになるであろう。

ところで、利潤課税の結果、資本蓄積の阻害されるという結論はリカードゥのばあいには、さらに課税がなければあったであろう労働力人口、労賃水準よりも課税の結果としてそれが低下するという先にみた結論に連なってくる。このように投資＝労働需要という前提からすれば労賃の下落となるという結論が与えられるのみであり、利潤課税の条件は明らかにされない。リカードゥのこのような視角からみれば、たとえば減価償却費を損金として処理する資本制的会計制度、税制度は視野の外におかれる。資本蓄積を阻害するという結論が与えられ、さらに労賃の低下となるという展開が与えられるのは単純化された経済モデル⁽⁵⁾によっているし、これはマルクスのいわゆる $v + m$ のドグマによ

るものであると考えられる。ここにおいてもまた、帰着論同様に経済学批判を必要とするであろう⁽⁶⁾。

註 (1) これはたとえば、租税負担率として現われているものをとりあげて税引前所得—租税支収額の比率・負担率とする訳にはいかないということである。「原理的に知ることができるのは……過去の変更によってすでに達成された実質可処分所得や富の分配の変化である。」シャープ、『財政学』（塩崎潤監訳、有斐閣）、(2)pp. 812—813. および(1)pp. 14—15. 参照。

これに対して課税力論というのは、所得の分配構造が一定の場合について、どのように課税標準がみいだされるかということを明らかにする。たとえば、「財政が再生産のメカニズムのなかにはいりこみうる可能性は経常的に再生産されてくる社会的経済余剰（剰余価値）のなかにはしかないのである」とする林栄夫氏の指摘を参照。『現代財政学体系・1』（有斐閣、1972年）、第1章参照。

(2) リカドゥにみられるこの2つの方向での議論については、「多少矛盾がある」ということはすでに指摘されている。島恭彦、『財政学概論』、1963年、岩波書店。pp. 129—131. 参照。しかし、そこでは重農学派からリカドゥまでを一貫して思想的には「純益課税」論としてとらえられるという見解に終わっている。

(3) この点はたとえば、リカドゥの「後継者」、J・S・ミルにおいて所得税制度論が展開される。周知のようにミルの主張は貯蓄（＝投資）に対する課税は「2重課税」であるとして資本家貯蓄は課税所得から除外すべしというものである。『経済学原理』（岩波文庫、第5分冊）pp. 41—51. および p. 78 参照。この見解は所得税制をめぐるハーバード委員会において提起される。詳細については、土生芳人、『イギリス資本主義の発展と租税』、1971、岩波書店、第3章、第4節を参照されたい。

J・S・ミルのばあいにも投資＝労働需要というリカドゥのドグマは継承されている。

(4) 拙稿「アダム・スミスの租税論」、九大『経済論究』44号、1979年、を参照されたい。

(5) シャープ、op. cit., pp. 250—251. シャープは何を問題としているのかは明示していなくても、「課税と資本（蓄積）についての結論の大部分もまた、リカドゥの経済システムに固有のものであるが、また同様に単純化されているということは認められねばならない」と指摘する。

(6) この点については、全く逆のリカドゥの発展的社会的想定の場合には「蓄積元本たり誘因たる利潤はとどのつまりは資本家の「賃金」に転成して、かれの蓄積論は終幕をむかえるのである。この龍頭蛇尾的なリカドゥ資本蓄積論

のうちに、その根本的な制約がまぎれもなく露呈されているといつてよい。」
という中村広治、前掲論文、p. 269. の指摘が、同様に有効であろう。

Ⅲ ナポレオン戦後（1815—30）

の財政政策とリカドゥの租税政策論

以上のような帰着論および taxable capacity 論の展開の過程においてリカドゥは制度・政策論の示唆を提示しているのであるから、そこから『原理』政策論ともいうべきものがとらえられるであろう。このような作業によってリカドゥ政策論を構築されているのが佐藤進氏の論文である⁽¹⁾。また当時の租税制度や政策との関連がリカドゥ租税論を検討するという示唆に富んだ視角から前掲書①における論文は構成されている。本稿ではこのような視角からリカドゥの租税政策論を検討するが、『原理』にとどまらず、その他の著作、議会演説等をも利用する。ナポレオン戦後の財政政策についてはすでに佐藤氏の他に土生芳人氏⁽²⁾によってすぐれた歴史研究が現われているのであるから、それらを参考としながら考察したい。

始めに簡単にナポレオン戦後における財政問題の所在を要約しておこう。ナポレオン戦争後—イギリスにおいては深刻な農業不況と、同時に産業革命の進展がみられた。戦時における公債累積は租税負担の重課をもたらし、また産業革命の過程における社会的変動はただでさえ農業不況にある地主層に対して救済税負担を増大させた。政府は農業不況に対しては穀物法を改正し、農業保護政策を求める地主の要求に答え、同時に「戦時税」としての所得税を廃止することによって大規模な減税政策を実施した。租税負担の軽減の要求は地主層のみならず、経費の削減を求める産業資本等の立場からも求められた。所得税の廃止はしかし、戦時軍事費の削減に相当するものであるかぎりでは可能であったが、それ以上の経費削減はナポレオン戦後の遺産としてもたらされた公債費の固定的性格のために充分になされえないために、さらに減税政策を実施することは困難であった。公債の整理を求めると同時に減税政策を実施するということは本来困難な課題であった。公債の整理は減債基金制度によらねばならず、戦後の低金利による公債借り換えは1822年以降実施された。この減債基金

制度は定額繰り入れというものであったが、そのことが困難を加重した。減債基金制度の維持のために増税がなされるという事態が生じた。減債か減税かという二者択一的な関連にある課題に対して、当時の政府ははっきりとした指針もないままであり、矛盾を激化させていた。

いま、この間の事情を統計的に確認しておく。戦時における公債の累積は1792年度末の240万ポンドの残高を1815年度末には861万ポンド(3.6倍)にも増大させた。このことは国家経費の面でみれば公債費比率に現われ、1815年に32.4%、その後は軍事費の減少による経費総額が減少するが公債費の固定的性格のために1832年には55.3%と、経費の半額を占めていた。このことは租税の負担率(国民所得に対して)を1811年の23.6%に比べて1821年において22.1%と20%以上の高水準を戦後においても維持する要因となった。国民所得の低下そのものを考慮すべきであるが、公債費が固定的性質をもつことが重要な要因であったことはまちがいない。このような経費の硬直性は減税政策を困難にすると同時に、減債基金制度の維持をますます困難とし、減債基金制度そのものが新たに公債累積を生み出すといった事態が生じた。ここに減債か減税かという二者択一的な選択が必要であり、1823年—リカドゥの死亡年—における減債基金制度改正に至り、それによって、減債よりも減税という方向の政策が変更される。1815年—1823年の間の減税政策の実態は主として地主層の負担軽減となるものであり、産業資本家層にとっては不十分であった。1816年—25年の間の減税政策は主要な税目に分類してみると、関税356万ポンド、内国消費税428万ポンド、印紙税5万ポンド、直接税1821万ポンドであり、直接税の減税が中心であった。産業資本家層にとっては関税改革は不十分なものであった。税収の構成は直接税から関税、内国消費税に著しくかたよったものとなった⁽³⁾。

このような戦後の財政問題に対してリカドゥは所得税に対する反論、経費削減、減債基金制度のあり方などに関して『原理』執筆前に『原理』以降の政策論を示唆する程の見解を述べていた。また、一見して抽象的な『原理』の世界において経費の削減、所得税に対する反論(S. I. pp. 160—161 and p. 242)がみられるのは、このような政策的関心からのものである。『原理』にみられる減債基金制度のあり方、国債償還政策などは、さらに『公債制度

論』（1819年執筆）となって現われ、また議会演説等に現われてくる。これらはいずれも、リカドゥの政策的関心を示すものであるが、本稿では考察の焦点を国債の累積問題に対する解決策としてのキャピタル・レヴィ論を検討することにおき、またリカドゥの視角を明らかにしながらナポレオン戦後の租税政策とリカドゥとの関連を明らかにしたい。まず順序としてユニークな見解であるキャピタル・レヴィ論に至る論理的過程を明らかにする。しかし、すでにみたように現実の政策はそのようなラディカルな方法を取りえず、減債か減税かの選択は減債基金制度の改正を経て減税の方向へと転換する。このような現実的過程とリカドゥの議会活動にみられる見解との関連を次に明らかにすることによって、最後にリカドゥ租税（政策）論の歴史的意義を考察する。

（1）リカドゥのキャピタル・レヴィの論理

リカドゥは戦後の国債累積に対してユニークなキャピタル・レヴィによる国債償還政策を主張する。このキャピタル・レヴィの論理は何か、もともと国債問題はどのようにとらえられているのか、以下検討する。『原理』第17章において公債の累積がそもそもどのように問題とされるのかを基本的に明らかにしているのでそれを検討し、『公債制度論』にみられる見解をもって補足したい。まず、公債の元本と利払いとはその国民経済的な意味が異なることに注意する。

「1年間の戦費のために、2000万ポンドが公債によって調達されるときには、その国民の生産的資本からその2000万ポンドがひき揚げられるのである。この公債の利子を支払うために租税によって徴収される年額100万ポンドは、たんに、それを支払う人々からそれを受けとる人々へ、すなわち、納税者から国の債権者へ、移されるにすぎない。」（S. I. p. 244）国債の利払いは「右手から左手への所得の移転」とであると見る。したがって国債の利払いそのものは国民所得の計算上はネグレクトされる。国民所得の生産という点から問題となるのは国債による「生産的資本」のひきあげである。ところで、もし国債にかえて同額の税収がえられるならば、事態はどうなるであろうか。「しかしながら、このやり方はこの取引の性質を変えなかったであろう。一個人は、年額100ポンドを支払うことを求められるかわりに、一度限り2000ポンドを支

払うことを余儀なくされたかもしれない。また、この人にとっては、彼自身の基金からより大きな額をさくよりも、むしろこの2000ポンドを借りて、貸し手に利子として年額100ポンドを支払うほうが、彼にとっては好都合であるかもしれない。」(S. I. p. 245) すなわち、リカドゥがここで主張している点は、政府部門への資源の移転という点では国債であれ、租税であれ何ら変わりがないということである。ところが、比較はそうになされる訳ではないことが主張される。資金調達上、租税と公債とは相異することにリカドゥの本来の公債問題に対する主張をみいだしうる。

「仮に、ある戦争の経費が年額4000万ポンドであり、ある人がその年経費に対して寄与しなければならない分担が100ポンドであるとすれば、彼は彼の分け前(分担)を一時に求められるさいには、すみやかに彼の所得から100ポンドを節約しようと努めるであろう。公債の制度によれば彼はたんにこの100ポンドの利子すなわち年額5ポンドを支払うことを求められるにすぎない、そして彼は彼の支出から5ポンドを節約するだけで十分であると考え、そこで自分は以前と同様に富んでいるとの信念で自らを斯くのである。」(S. I. p. 247) ここにみられるリカドゥの主張は公債そのものは負担とは考えられないけれども、逆に考えられないために、公債に必然的に伴うその利払いは節約されそうにないということである。いま、公債にかえて租税によって戦費を調達するとすれば、税額だけ消費を削減する、したがって貯蓄=投資という過程を前提とすれば投資の水準が維持されるであろうと、リカドゥは考える。

「以前と同様に富んでいる」というのはそういう意味である。この場合の100ポンドの租税というのは、どのような租税制度によるべきかという指示がなされないままである。この例でいえば、100ポンドの租税を5ポンドの租税との相異は制度上の何らかの相異、したがって租税負担の配分の何らかの相異を生じるとみてよいのではなかろうか⁽⁴⁾。まず相続税、財産税のばあいには投資に対する負の影響は無視できないであろう。このような点は別としても租税負担の問題は無視できないであろう。リカドゥはしかし、このような相異を否定する。

「ある人が、彼に500ポンドの所得をもたらす1万ポンドをもち、そのなか

から年額100ポンドを国債の利子のために支払わなければならないならば、彼は実質的には8000ポンドの財産をもっているにすぎないのであって、彼がひきつづいて年額100ポンドを支払うにしても 一時にそしてただ1回かぎり2000ポンドを犠牲にするにしても、彼は同じ程度に富んでいるであろう。」（S. I. p. 248）つまり、将来の租税負担を現在価値に割引いてみれば同一の税収がえられれば「彼」にとっては同一の負担であると考えerわけである⁽⁵⁾。しかし、これは先にみた考え方と相異なる。リカドゥの見解では、このような完全な割引きというのは行なわれそうにないからである。ここにみられるリカドゥの積極的な主張は個人にとっての租税負担の量的な問題であり、社会全体の租税負担の配分という質的な問題ではないということである。このように租税制度上の問題を捨象して、また捨象しうる抽象的なレベルの問題として公債と租税との資金調達との相異をリカドゥは考察しているのである。この点を『公債制度論』においてリカドゥは次のように表現する。

「もし個人が所得税として1000ポンドを支払うよう要求されたとすれば、彼はおそらくその金額を所得から節約しようとするであろう。ところが、もしこの戦時税のかわりに公債が発行され、その利子のためにわずかに50万ポンドの年間所得税の徴収を受けるばあいには、彼はもはやそうした節約はしないであろう。」（S. IV. pp. 187—188）所得税による量的相異が念頭におかれている。

「より多額の租税徴収にたいする通例の反論は、製造業者や地主はいつも自由に使用できる多額の貨幣を所持しているわけではないのだから、その租税を支払うのに都合がよくないであろう、という議論である。われわれは、この租税をその所得から支払うために懸命の貯蓄努力を彼らがするであろうし、しかもその場合の租税額を彼らがその資源から生みだしうるであろうと考えている。」

（S. I. p. 188）こうして、要約すれば、公債の累積の結果として生じうるであらう「公債負担」は、利払いそのものにあるのではなく、国民所得水準が戦後には租税によるばあいに比較して低下しているということにあると考えられる。リカドゥが「公債負担」に対してキャピタル・レヴィというラディカルな提案をするのはこのような基本的論拠にもとづいているであろう⁽⁶⁾。

ところで、このような考察は戦後租税政策という固有の問題からかけはなれ

たもののようにみえる。しかし、リカドゥは公債負担という点についてはそれなりの検討を加えている。キャピタル・レヴィによって何を減税しようとするのか？リカドゥは関税、内国消費税の軽減を考えているようにみえる。たとえば『原理』における次のような指摘である。「莫大な負債を累積した一国は、もっとも人為的な立場におかれている。そして租税の額と労働の増加価格を支払うという不可避の不利」(S. I. p. 247)をもつと考えられる。この場合の租税というのは文脈中に「労働の増加価格」とあるように、リカドゥ帰着論からすればエグサイズを意味すると考えてよい。また『公債制度論』における次の文脈はこのような推論を裏づけるものである。「戦時税に付随する最大の利点は、一国の産業にたいしておよぼす攪乱が長期にわたらないということであろう。われわれの諸商品の価格は課税によって攪乱されないであろうし、かりに攪乱されたとしてもそれが戦時下の他の原因によっていっさいのものが攪乱される期間だけにとどまる。……国民の納税観念を墮落させる最大の原因である関税と内国消費税を排除できるかもしれぬという点である。この問題をあらゆる観点から考察してみても、われわれは公債制度という業務を廃止することがわが制度にとって永遠の偉大な改善となるであろうという同一の結論に到達した。」(S. IV. pp. 189—190) 同様の見解は議会演説(1823年3月6日)においてもみられる。(S. V. p. 268) こうして、戦費調達としては所得税によって、戦後の固有の租税政策としてはキャピタル・レヴィによって公債累積の結果もたらされる「負担」の軽減を関税、内国消費税に求めたといっていてよいであろう⁽⁷⁾。

さらにリカドゥのキャピタル・レヴィ論には背後に減債基金制度に対する批判が用意されている。「いかなる減債基金も、それが歳出にたいする歳入の超過からひき出されるのでなければ、国債を減少させるという目的にとっては有効でありえない。……減債基金は、節約によって……国債の支払のための実質的に有効な基金とされなければならない。」(S. I. p. 249) 減債基金制度の本来あるべき姿はリカドゥによれば、歳出の削減による財政剰余の繰り入れによるものである。財政剰余をもって繰り入れる国債の整理が現実には機能していないからこそ、キャピタル・レヴィによる国債償還が必要であるとす

る主張がなされる訳である。減債基金制度批判のために書かれたといってもよい『公債制度論』におけるリカドゥの主張を検討すべきであろう。

当時の減債基金制度は蔵相ヴァンシタットの改正を経たものであった。この改正による変更についてリカドゥは『公債制度論』において批判的な考察をする。「1813年に減債基金について、次のそしてもっとも重大な改変がおこなわれた。」(S. IV. p. 158) 改変の内容は次のとおりである。1792年のピット減債基金制度には「各募集公債のそれぞれに1%の減債基金を付帯させそれは当該契約分の公債償還にもっぱら充当されること、そしてこれらの1%基金はどの部分も元の2億3800万ポンド(1786年残高)の公債額を減少させるのに使用されえないこと、という条項が制定され」ていた。(S. IV. p. 159) 減債基金勘定は国庫からの120万ポンドの繰り入れと、各新規公債の1%に相当する部分の繰り入れ、および減債基金の買入れ公債(redeemed debt)に対する利払いからなり、これが累積される。1792年法によれば120万ポンドによる公債の買入れ額の利払いが累積されて400万ポンドに達するまでは租税は軽減されないし、他の行政費に充当することを禁じていた。1813年のヴァンシタットの改正の基本的な点は、減債基金勘定に累積した公債償還額(redeemed debt)をもって、過去の公債残高を償還したものとみなし、減債基金勘定におけるその利子相当分を他の一般経費(公債費、シヴィル・ガヴァメント、軍事費)に充当するというものであり、これは1%基金を累積させるという基金のあり方の変更を意味している。1819年の財政委員会の First Report においてこの操作が説明されている。

1792年の公債残高	34,868万ポンド	その利払額1144万ポンド
1819年の減債基金	37,851万ポンド	その利払額1144万ポンド
保有の redeemed debt		

ヴァンシタットの改正後は、この場合、減債基金保有の37,851万ポンドは1792年の公債残高34,868万ポンドを2,983万ポンド超過して償還したとみなし、政府はその利払額1144万ポンドは他の一般経費に充当されるとするのである。

(S. IV. p. 162) リカドゥはこれを、「これまでに…みた場合よりも、ずっと致命的な基金自身の食潰しがおこなわれた。」(S. IV. p. 167) と批判

するのである。先にみたように戦時公債は巨額に累積しているのであるから、一方で借り入れによる減債基金制度を維持しながら、他方で公債を累積させるという操作はそれ自体意味がないのである⁽⁸⁾。

ところで、このような減債基金の「食潰し」、基金の「流用」に対するリカドゥの批判は十分な形で行なわれているであろうか。減債基金制度の維持のためには歳出を超える歳入の超過がなければならないが、このことは租税負担の増大を伴うであろう。この点についてはリカドゥは当然の論理として容認している。「減債基金の存在の後年において、その異常な膨張から生ずると気づかれるような弊害とはなんであろう？それは租税が増大するであろうということではない。なぜなら減債基金の成長は、買い上げられた公債にたいする利子配当金によってもたらされるからである。」(S. IV. p. 177) このようにして、根底においては減債基金制度は租税負担の増大によらねばならないという想定があるとみてよい。しかし、戦後のすでにみたような基金の「食潰し」の根拠は租税負担の増大を求めえなかった、という点にある⁽⁹⁾。1816年の所得税の存続について、リカドゥはそれが短期間であればともかく賛成してもよいという妥協の見解を述べているが、それが減債基金に 正当に充用されれば、という条件付きの見解であった⁽¹⁰⁾。が、基本的には所得税に対する反対の見解をリカドゥは述べている。このように減税政策を容認する立場からは、大臣の減債基金制度の運営のあやまりを突くという形で政府批判が展開されざるをえなかった。これは財政責任を問うという形で議会において痛烈に展開される。(後述)リカドゥはしかし、減債か減税かという政策選択については現実的な解決策を示唆している。減債基金制度を廃止すべきであるという解決である⁽¹¹⁾。これについては後述するが、ともかくリカドゥのキャピタル・レヴィ論の背景にはこのような減債基金制度の批判が用意され、減債のために実質的に有効であり、同時に減税のために有効な方法としてはキャピタル・レヴィ以外にはないという提案をなすに至るのである。次にこの内容について、およびそれをめぐる問題について検討したい。

(2) キャピタル・レヴィ論

リカドゥのキャピタル・レヴィ論の詳細についてまとめた記述はみられ

ないが、議会演説および書簡等によってその大体の内容は知りうるであろう。1819年の議会演説。「個別的な不公平と国民全体の損害を同時に生みだすこの弊害を防ぐためには、わが国の資本全体が公債償還のために課税される (be assessed) のが当然であり、これ以上どの資本もこの債務の公正な割合を支払わないで、国外へ出て行くことが許されるべきではないのである。」(S. V. pp. 38—9) リカドゥは税率などを示していないのであり、その意味ではかなり原理的な主張であったと思われる⁽¹²⁾。ところで、このキャピタル・レヴィに対していくつかの反論が現われ、それに対してリカドゥは反論を用意する。これをみることによってキャピタル・レヴィに対する当時の議会、世論の動向およびリカドゥの見解の現実性をうかがうことができるであろう。

マカロック宛書簡。1820年9月15日の国債という「重い負担からわれわれ自身を解放することにたいして唱えられている異議を私はよく知りません。私の聞きおよんでいるおもなものは、地主たちが年々の租税の支払いから救われるために広大な量の土地を手放さねばならないだろうというものです。これらの人たちにむかって、年々1000ポンド支払うことは、いっきょに20000ポンドを支払うよりも重い負担だということをわからせるのは困難です。彼らは国債の償還が要求するほどの巨大な土地財産の減少によって彼らの勢力が減殺されると想像しているのではないかと思います。……私が聞いているいま一つの異議は、これがいちばんもっともらしいと思うのですが、この方法によると自由職業者と、所得を賃銀もしくは俸給に仰いでいるものはすべて課税から解放されることになるというものです。」(S. VIII. p. 238) これはいずれも本来はキャピタル・レヴィにとまなう負担の配分の問題であり、殊に有産階級におけるその問題である。議会においては土地財産に対する課税への反対論が主流であった。(S. V. p. 41) リカドゥはこれに対して土地財産の権利の確定ということ(S. VIII. p. 239)によって技術的解決を、後者の問題については楽観的な見解を述べる(S. VIII. pp. 188—189)にとどまっている。さらに、この国債の償還は資本の過剰をたらすという批判に対しては、そのようなことは本来ありえないことを、貯蓄＝投資論よりながら示唆する。(S. IV. pp. 177—178 and pp. 183—184)

このような問題に対するリカドゥの見解は 形式的な 論理としてはともかく、その現実性という点から判断すれば実現困難であった。議会における有産者階級はそもそもこのような案を認めそうにないということが、実現困難の第1の理由であろう。さらに当時の不況に際してキャピタル・レヴィは困難であるし、リカドゥの考えるような貯蓄＝投資の過程が進行することは考えられないからである⁽¹³⁾。この点はリカドゥ体系と現実的な政策との乖離というべきであろう。シャープが次のように評価するのも妥当なものと考えられるのである。「リカドゥは1815—23年の困難な年、全体として価格の下落と失業のみられた時代のために、租税政策あるいは財政政策を書こうとはしなかった。彼は不況の長さと深さに驚いたが、この事実だけで不況の現実的状況への無関心を説明することはできない。(というの)彼は長期の問題のみ専念していた訳ではなかった(からである)。彼の穀物法廃止の要求や、戦時公債の償還のためのキャピタル・レヴィの提案は、おこりうる直接的便益あるいは避けられる直接的危険にもとづいていた。……われわれは結局、リカドゥが1816年末までに建設した経済モデルが短期の変動の問題に対して提出されたものではなかったという事実重点を置かねばならない⁽¹⁴⁾。」リカドゥ体系における発展的社会的経済モデルと戦後の現実的過程とのギャップがリカドゥに固有のキャピタル・レヴィ提案の実現不可能を説明するであろう。

(3) 減債基金制度の改正・減税政策とリカドゥの議会活動

上述のようにキャピタル・レヴィは減債→減税という考え方に沿っていた。当時の政府は減債基金制度の維持と減税という二者択一的な関連にある課題に対して何らなすすべがなかった。リカドゥはキャピタル・レヴィ案を死に至るまで維持しつづけたけれども(1823年議会演説。S. V. pp. 266—271)、この二者択一的な方策についてはそのディレンマに気づいており、財政剰余は減債より減税に充てるべきことを指示している。従来、キャピタル・レヴィという実現困難な提案にリカドゥの特徴をみいだすということとはなされてきたが、この減債より減税という考え方には光があてられなかったように思われる。この点はリカドゥの租税政策論の歴史的な位置づけという点で重要であると思われるので、最後に考察したい。

1819年の財政委員会の First Report は国庫資金勘定に200万ポンドの剰余があることを報告した。この剰余をこえて1600万ポンドの減債基金勘定が生じるのは何故であるか？ それは新たに1400万ポンドの新規借入れによって充足されたのである。(S. IV. pp. 193—194) 減債基金がすでにその定額繰り入れの形態をとることは不可能であり、何らかの制度的変革が必要であったことは誰の目にも明らかであった⁽¹⁵⁾。政府はこのような操作から抜け出すために有効な措置をとったであろうか。実際におこなわれたのは減債基金からの借入れ、SINKING FUND LOAN を創造したことであった。リカドゥにとっては真の減債基金は200万ポンドであり、政府が新規に借入れ、他方で減債委員が公債を買入れるというのは公信用にとっては不利なことであった。リカドゥは1819年においてはこの公信用の安定という視角から減債基金制度の実質的変貌を意味する SINKING FUND LOAN を支持する。(1819年5月13日。S. V. pp. 4—6 and 6月9日。p. 22) このような操作によって公信用の安定、利払い経費の節約は可能であるが、国債整理に実質的に役立つものではなかった⁽¹⁶⁾。このことはリカドゥにとっては明らかであったが、この積極的な意味は減債基金の実質的な変化を政府が認めたということである。

しかし、にもかかわらず、政府は減債基金を500万ポンドに増額するために300万ポンドの増税(麦芽・煙草・茶)を提案する。(1819年6月9日。S. V. pp. 20—22 and 6月18日。S. V. pp. 24—27) リカドゥはこれに対して先にみたキャポタル・レヴィを議会において始めて提案するのであるが、減債基金制度はもはや維持されるべきではないことを主張し、支出の削減を求める。(同上)⁽¹⁷⁾。このような支出の削減による減債基金(500万ポンド)をとにかくも維持しうるとこの段階でリカドゥは考えていたとみてよいであろう。このような論調は減債基金を維持しながら支出を削減するというものであるが、1821年にはもはや減債よりも減税を優先すべきであるという指示が現われる。1821年3月6日。(S. V. pp. 79—80) 住居、窓に対する assessed tax の50%減税を支出の削減にあてようとする案に対して、「しかしながら、もしこの動議が減債基金の削減であったならば(あったとしても)、それは彼(リカドゥ)の反対を受けなかったであろう。」リカドゥによる議会演説

においては支出の削減と同時に、減債基金制度の廃止という2つのことがらが一緒に論じられている。(例えば、1821年4月5日。農耕馬税の廃止に対するリカドゥの見解。S. V. pp. 101—102) しかし明らかに論調は減債よりも減税という方向を指示している。「減債基金の実額以内にある租税の廃止の動議が出されればどんな**ばあい**でも、彼(リカドゥ)自身としてはこのような廃止を支持するつもりだった。」(S. V. p. 120) ここでは1821年においてすでに減債よりも減税という選択を指示していることに注意したい。この点は1821年3月20日の演説(S. V. p. 149)、1823年2月21日(pp. 249—250)および同年2月28日(S. V p. 261)にみられる。いずれも真の財政剰余がどれだけ存在するかを確認し、それは減税にあてるべきだとするものであった。このような政策的示唆は1823年減債基金制度の改正—500万ポンドの定額繰り入れに減額—によって、第一歩が実現された⁽¹⁸⁾。そして減債よりも減税という方向へさらに大きな変革が1829年パーネルを議長とする財政委員会のFourth Report によってなされ、定額繰り入れという制度は廃止され、年度内の財政剰余に限って減債基金制度は維持されることになった。このような連関を考えるならば、リカドゥの見解はパーネルに継承されるものであるという歴史的位置づけが可能であろう⁽¹⁹⁾。

ところで、問題は減税の質である。何を減税すべきかということについては、リカドゥは議会演説において十分に明らかにしていない。あるいは、あらゆる減税政策に賛成であるといつてよいかもしれない。すでに述べたように、戦後の減税政策は主として地主・農業資本家層の負担軽減を中心とするものであって、産業資本家にとっての関税改革はなされなかった。1820年トックによって起草されたロンドン商人の請願書によって関税改革の必要性は示されていた⁽²⁰⁾。リカドゥは関税改革の問題点を認識している。「その困難は2種類である。第1の困難は帰するところ収入の問題であった。収入源を増大することは、疑いもなくあらゆる賢明な政府の目的である。そして特定の種類の租税が人民を重苦しく圧迫したところでは、ほかの租税で代替することは至難事だとは彼には思われなかった。いま一つの困難でもっと大きいのは既得の利害にかんするものであった。……この制度を即刻破棄して、制限法のように長期

間施行されてきた法律を信用して多額の資本を投下した人々を徹底的に破滅させることほど、不公正なことはありえなかった。しかし、このことから将来もこの制度を継続すべきだという議論をたしかにひきだしえなかった。」(S. V. pp. 42—44) このように「自由主義的財政改革」の方向はリカドゥにおいて示唆されているが⁽²¹⁾、どのような租税制度の改革にすべきかという点については分からないままである。この意味でリカドゥの主張はバーネルに代表される「財政改革」論によって、より具体化されて論じられることになるという歴史的関連にあると考えられるのである⁽²²⁾。そしてこれは続く1830～40年代に新しい展開をみるのである。

註 (1) 要約するまでもないかもしれないが、佐藤進、前掲書①は『原理』租税論における政策論は「地主階級に不利な政策」(P. 151)を理論的に基礎づけた点に特徴をみいだすべきだとする。リカドゥは個別的な内国消費税を帰着論において利潤に帰着するという「産業資本家の立場」(P. 139)でとらえ、さらにこれを根拠にして地主階級に対する「増税のふくみをもった提案」(P. 151)をなしている。租税負担の配分という点からみれば労働者階級に対する「抑圧的影響」(P. 142)を無視し、産業資本の新たな負担となる所得税に反対であり、地主層に対する負担増大を認めるなど、明らかに産業資本家の立場からの租税政策論であり、その意味で当時の税制に対して「肯定」的であった(P. 150)と指摘されている。また、キャピタル・レヴィ論も「地主階級に対する攻撃」(P. 132)ということに一つの意義がみいだされるとしている。租税負担の配分という視角からの鋭い指摘であると思われる。

本稿では、負担の配分という点についてはⅡ節において検討した。Ⅲ節では負担の配分という点には力点を置かない(というよりも、むしろリカドゥ自身はキャピタル・レヴィをもって所得税と同様のものとしてとらえ公平であるとしてとらえている(S. V. P. 271)のであるから)でリカドゥ政策論を検討したい。このような視角は、所得税成立過程を研究された土生芳人氏の著作、『イギリス資本主義の発展と租税』, P. 76を参照。(東大出版, 1971年)

(2) 土生芳人, 「ナポレオン戦争後のイギリス財政」, 『岡山大学法経学会雑誌』第15巻2号, 1965年。

(3) いずれも、土生芳人, 前掲論文による。

(4) 古川卓萬, 「リカードの公債論」(『大分大学経済論集』, 第22巻, 第1号, 1970年) pp. 16—18にこの点が指摘されている。以下にみるようなリカドゥの租税負担に関する把握が批判的に考察されている。本稿では公債負担—キャピタル・レヴィの論理を中心に考察するので、租税負担に関するリカドゥの

見解は消極的なものと考ええる。また公債負担という点から、後にみるようなリカドゥの減税政策もまた主張されていると考える。

- (5) 同様の指摘は S. IV. pp. 187—188 にみられる。ここでは公債の利払い費用に充当される課税が後世の世代に負担転嫁されるという考え方が批判されている。
- (6) リカドゥのキャピタル・レヴィ論についての検討はシャープ, op. cit., pp. 143—167 参照。また公債負担については、シャープ, 前掲『財政学』(2), 第18章「A 政府借入れ」参照。
- (7) リカドゥは租税負担の配分という課題について論じているのではなく、「公債負担」について論じている。関税および国内消費税は帰着論においては利潤所得の負担するところとなるであろうが、ここでの関心はそれが相対価格や資源配分に関して歪みをもたらすという点にある。『原理』における一つの関心はここにあった。たとえば, S. I. pp. 171—172, p. 209, p. 237 and p. 239. を参照。マルクスによる指摘もこの点に関連している。II 節, (1), 註 15 参照。
- (8) さらにこのような操作は政府の借入れ条件、公信用の安定という点でも問題とされている。「公債引受の時点と委員たちの公債買上げの時点とがずれる期間に、公債の価格が騰貴したり下落したりするのは事実である。」(S. IV. p. 171), この点は減債基金借入れを支持するリカドゥの理由である。(S. IV. pp. 171—172) これについては後述。
- (9) アクワース, “FINANCIAL RECONSTRUCTION IN ENGLAND 1815—1822”, 1925 年。はこの結果を次のように論じている。「所得税 Property Tax の損失の影響は 2 つの方向で殊に著しかった。第 1 には、1816 年と 1817 年の 2 年間の政府の財政プランを失敗させた。……政府はある程度まで、新しい状況を認めた。すなわち精力的な公債償還にかえて減税を承認した。……しかし、もし政府が減税を主要な目的をするならば、公債に関する状況に対処することが彼らの義務であった。このことを彼らはやりそこなった。」pp. 32—33。
- (10) トロワ宛書簡, 1816 年 3 月 9 日。S. VII. p. 27 参照。リカドゥに対するトロワの見解は、1817 年 3 月 18 日, S. VII. p. 142 参照。
- (11) トロワ宛書簡, 1819 年 9 月 25 日。S. VIII. pp. 78—79 参照。
- (12) しかし、具体的な提案もみられる。「公債償還は市場価格によること、流通手段の不足に対する大蔵省証券の発行」などである。佐藤進, 前掲書, pp. 130—131 参照。
- (13) 土生芳人, 前掲論文, pp. 29—30 参照。「そもそも公債の償還を続ける必要性が、当時のイギリスにどれだけ存在していたかが疑問であった。金融市場における需給関係という点からいえば、ナポレオン戦争後のイギリスは資金の不足ではなくむしろその過剰と投資先の欠乏に悩まされていた」

- (14) シャUP, op. cit., p. 248.
 (15) アクワース, op. cit., pp. 46—47 参照。
 (16) 減債基金 LOAN についてはアクワース, op. cit., p. 140. Appendix C. および pp. 53—54 参照。
 (17) この300万ポンドの増税にもかかわらず、減債基金に真に有効な財政剰余は500万ポンドに達しなかった。この点についてはリカドゥは後に指摘している。S. V. pp. 119—121 参照。

戦後の財政剰余については土生芳人の研究によって、減債基金制度との関連で明らかにされている。前掲論文、表5、9を合わせて参照。

- (18) この制度改正の意義については土生芳人、前掲論文、pp. 28—29 参照。

リカドゥはこの制度改正を「それが架空なものになってしまうだろう、と信ずべきあらゆる理由があった。というのはあらゆる減債基金は、はじめは本物であったが、すべて架空の基金に換えられてしまってからであった」とし、再度キャピタル・レヴィを主張する。(S. V. pp. 267—271)

- (19) Henry Parnell, “FINANCIAL REFORM”, 1830. chap. 15 参照。パーネルは減債基金300万ポンドの減税は、8億の公債残高を年間300万ポンドで減少させるよりも利益があるとす。pp. 232—233 参照。そして要約的に終章、第23章において税制改革の結果として国民所得の増大が実現されることによって、財政剰余が公債償還に当てられうと展望する。pp. 304—305 参照。

パーネルの『財政改革論』は佐藤進、前掲書、第5章において検討されている。

- (20) 関税制度改革についてのリカドゥの議会演説は、S. V. pp. 111—112, p. 146, p. 190 and pp. 267—301 参照。
 (21) この点で穀物法の廃止による自由輸入によってもたらされる影響を論じた『原理』第32章を検討すべきであろう。ここではマルサスの地代論を適用し、他方で穀物価値尺度論を批判して次のようにリカドゥは考える。穀物価格の低下は、地代の下落をもたらし、それに対応して賃銀が下落するとすれば利潤は増大する。リカドゥの説明はマルサスとの論争に夢中の余りに分かりにくくなっているけれども、ともかくもその本来の主張は利潤所得が増大することである。この場合にはそれに対応してどのような租税制度によるべきかという点にはふれないで、公債所有者に対する課税ということだけが主張されている。(S. I. pp. 425—426)

- (22) パーネルの税制改革論において殊に特徴的なのは将来の戦時に向けての所得税の準備という提案である。パーネル, op. cit., chap. 20 参照。つまり、保護関税制度に替えて、所得税を「再設」という点に、リカドゥを超えた具体的な提案がみられるのである。

なお、1830年～40年初頭におけるイギリス財政については、土生芳人、前掲

書，第 1 章参照。